

生駒市補助金制度に関する指針

平成 20 年 10 月

生 駒 市

～目 次～

第1 指針策定の背景

- 1 交付基準の明確化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 補助の長期化・既得権化の抑止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 補助金交付の効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 交付機会の均等化と透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 補助対象経費・交付手続の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2 新たな補助金制度の構築

- 1 補助金交付基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 交付の適否の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) 補助金額等の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (3) 補助期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (4) 補助金の定期的な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 補助金の適正運用に向けた措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第1 指針策定の背景

生駒市ではこれまで、その時々々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきたが、その判断に当たっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じている。これらの問題点を整理すると次の点に要約される。

1 交付基準の明確化の必要性

- (1) 広範にわたり多様な性格の補助金があり、体系や交付の考え方などが整理されておらず、それぞれの補助金と市の目指すべき方向性との整合も不十分であると考えられる。
- (2) 補助金の創設を決定する際に、その根拠となるべき具体的な基準が曖昧である。
- (3) 説明責任の面、公平性の面や恣意性の排除の面でも、具体的な交付基準が必要である。

2 補助の長期化・既得権化の抑止

- (1) その時々々の政策的な判断等により補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。
 - 平成18年度予算の補助金全147件のうち、創設から10年を超えて存続する補助金が82件、約56%を占める状況である。
- (2) 団体補助にあっては、補助金が継続して交付されるほど、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存した運営となってしまうことが懸念される。
 - このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多様な活動の創出を妨げることになるおそれがある。
- (3) 昨今の急激な市民ニーズや社会情勢の変化の中にあって、果たしてこれほど継続的な補助金の交付が必要であるのかについては、厳格に検証すべきであり、補助期間の終期の設定と定期的な見直しの仕組みが必要である。

3 補助金交付の効果の検証

- (1) 補助金は、一定の行政目的をもって交付されるが、現在の仕組みでは、その補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのか等についての効果の検証が十分に実施できていない。
- (2) 補助金が市税によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明をする責任がある。
- (3) 補助金交付の効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するシステムが必要である。
- (4) これまでの補助金の交付については行政側の判断に全面的に依拠してきたが、市税を財源とする補助金の活用については、補助金を審査する第三者機関を設置し、市民等が効果等のチェックを行うことが求められる。

4 交付機会の均等化と透明性の確保

- (1) 長期に渡り存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが含まれている。
- (2) 市民のニーズが多様化する中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要がある。
- (3) そのためには、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要性が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まるものと考えられる。

5 補助対象経費・交付手続の明確化

- (1) 補助金の中には、創設以来、補助金額や単価を見直したことがないと思われるものや長期に渡って固定化しているものも多く、全体として補助対象経費や積算基準の見直しが必要なされていない状況であり、ゼロベースから金額等の妥当性を検証し、補助対象経費や補助金額の算定根拠を明らかにする必要がある。

(2) 補助金の申請を受け、交付の決定、支出に至るまでの統一的なプロセスが確立されていないため、市民からみると公平・適正に補助金が交付されているのかがわかりにくい状況であり、一連の交付手続きを明確化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化すべきである。

第2 新たな補助金制度の構築

上記の問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、補助金を交付する際の統一のルールとなる「補助金交付基準」を策定し、交付対象、定期的な見直しの仕組みなどを明確化するとともに、この基準を踏まえて、補助金制度の適正な運用を確立するため必要な措置を次のとおり定めるものとする。

1 「補助金交付基準」

(1) 交付の適否の判断基準

補助金の交付は、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

[公益性]

- ① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
- ② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
- ③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

[必要性]

- ① 市が関与する妥当性はあるか。
- ② 補助金等の交付以外の代替策はないか。

[補助の効果]

- ① 補助金等の交付の効果が認められるか。
- ② 補助金額に見合う効果が期待できるか。

[補助内容の妥当性]

- ① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
- ② 補助金の使途は目的に沿ったものか。

※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外

(団体補助の場合)

③団体等の財務状況を検証しているか。

※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。

※多額の積立金、基金等を有していないこと。

※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。

④団体等の会計処理や使途は適切か。

※団体等において適正な監査機能を有していること。

※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。

(2) 補助金額等の適正化

①事業費補助の原則

団体運営費の補助については、本来自立した団体として基礎的経費を自ら賄うべきところが、一定額を継続的に補助することで団体の自立をも阻害している可能性もあり、是正が必要である。

- ・補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換するものとする。
- ・団体の運営基盤が脆弱な場合は、原則として3年を限度に運営費補助を行うことができるものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

②積算基準、補助金額等の見直し

補助金の積算基準、補助率、補助金額等については、次の点に留意して、ゼロベースからその妥当性について検証を行うものとする。

- ・国や県との協調補助や、財源として国・県からの補助がある事業等については、裁量の範囲が比較的狭いものであるが、主体性をもって必要性や経費を精査する。
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅費等で、補助金の交付目的に直結しない経費については、補助対象外とする。
- ・補助基準の透明性確保の観点から、定額ありきとなっている補助金は、補助対象経

費を明確化する。

- ・補助率については、原則として補助対象経費の 1/2 を上限とし、見直しを図っていくものとする。政策的な理由等から 1/2 を超える場合は、市民に対しその妥当性を十分説明するものとする。
- ・補助金の交付先から、さらに再交付する形態の補助金については、補助対象基準を透明化するため、直接補助への切替えを検討する。

(3) 補助期間

①終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金の既得権化を防止し、その時々々の市民ニーズに則した補助金制度を構築するため、補助金の交付期間を明確化するものとする。

- ・今後、新規で創設する補助金については、必ず3年の終期を設定する。
- ・既存事業についても、原則として3年の終期を設定するものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

(4) 補助金の定期的な見直し

補助金を取り巻く状況が絶えず変化することを踏まえ、この指針の実効性を確保し、不断の見直しを進めていくために、3年の終期到来時に、全ての補助金について改めて見直しを実施するものとする。

①見直しの方向性

原則的な終期設定期間にあわせ、各補助金について「(1) 交付の適否の判断基準」に基づく評価を行い、次の区分により補助金の方向性を定めるものとする。

[継続]

- ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・国、県等の補助金を財源とする補助金で、市の負担が義務的であるもの
- ・他の自治体との協議等により、市の負担が決定しているもの
- ・「(1) 交付の適否の判断基準」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの

[縮小・統合]

- ・繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えている団体に対するもの
- ・類似の補助事業等があり、統合により効果が上がると考えられるもの

[廃止]

- ・事業の浸透・普及などにより、事業目的が達成されているもの
- ・社会経済状況などの変化により、事業効果が薄れているもの
- ・事業目的が十分に達成されていないなど、事業効果が不明確なもの
- ・国、県等の制度廃止などにより、必要性が認められないもの
- ・補助以外の手法（委託料、報償費等での支出）を検討すべきもの

2 補助金の適正運用に向けた措置

「補助金交付基準」に基づく検証の仕組みを実効性あるものとし、確実に見直しを進めるとともに、信頼される補助金制度の構築と継続を図るための仕組みづくりとして、次の措置を講ずることとする。

(1) 補助金の外部審査機関の設置

ア 補助金の適正な交付と市民に開かれた補助金制度を推進するため、公募市民や学識経験者からなる「(仮称) 補助金審査委員会」を設置する。

イ 審査委員会では、新たな補助金を創設する場合や、3年ごとの定期的な見直し時期に、「補助金交付基準」に基づく審査を実施する。

(2) 積極的な情報公開

ア 常に市民ニーズに沿った補助金制度を維持し、市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすく、徹底した情報公開が不可欠である。

イ 情報の公開については、個々の補助金の支出状況の一覧表のほか、定期的な見直しの結果などをホームページ等で公開するものとする。

(3) 「補助金交付手続規則」の制定

補助金の申請から支出に至る一連の手続を統一化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化するために、補助金交付手続規則を制定する。

(4) 市民公募型補助金の拡充

ア 「市民との協働」を推進し、団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成を行うため、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実を図る。

イ 平成19年度から創設された「生駒市まちづくり活動支援事業補助金」の適用範囲の拡大、既存補助金の公募制への移行を積極的に検討する。

(5) 各種団体への支援のあり方

ア 事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体については、団体の自立性を強化し、過度な干渉を防止する観点から、段階的に解消すること。

イ 各種団体に対する施設使用料の減免については、「社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」での検討結果等を踏まえ、見直しを図ること。